

請願・陳情

12月定例会では請願3件を新たに受理し、2件を採択、1件の取り下げを承認、1件を継続審査としました。

陳情については1件を受理し、全議員及び執行機関に陳情文書表を配付しました。

採択した請願はすべて意見書の提出を求めるもので、意見書欄に要旨を掲載しています。

また、閉会中の継続審査となった請願は左記の一覧のとおりです。

閉会中継続審査の請願一覧

議会運営委員会

請願第12号 わかりやすい市議会と市民が市議会を知る機会をふやすことについて

意見書

12月定例会では3件の意見書を可決し、関係機関へ送付しました。
(要旨掲載)

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

援措置をとるよう求めること。

4 団地再編に当たっては、計画の段階から居住者・自治会と十分に話し合い、入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めるよう求めること。

5 政府は、独立行政法人都市再生機構法に対する衆参両院の附帯決議事項を遵守し、実現を図ること。

内閣総理大臣、国土交通大臣あて

なお、同趣旨の決議が全会一致で可決されました。

地方公会計制度改革の推進に関する意見書

地方再生機構住宅小平団地の居住者は、平成21年4月実施予定の家賃改定と将来にわたる旧公団住宅の再編・削減の動きに大きな不安を抱えています。

このような状況の中、小平団地自治会は、団地再生・再編については居住者・自治会と計画段階から十分な話し合いを行い、合意の上で推進してほしいとの申し入れをしているところですが、よって本市議会は、政府に対して、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 居住者の生活の実情にかんがみ、都市再生機構は平成21年4月の継続家賃の改定に際し、家賃値上げを行わないよう求めること。

2 居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、現行の家賃制度及び改定ルールを見直し、居住者の負担能力に配慮した方式に改善するよう求めること。

3 子育て世代に対する居住支援措置をとるよう求めること。

4 団地再編に当たっては、計画の段階から居住者・自治会と十分に話し合い、入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めるよう求めること。

5 政府は、独立行政法人都市再生機構法に対する衆参両院の附帯決議事項を遵守し、実現を図ること。

内閣総理大臣、国土交通大臣あて

なお、同趣旨の決議が全会一致で可決されました。

地方公会計制度改革の推進に関する意見書

地方再生機構住宅小平団地の居住者は、平成21年4月実施予定の家賃改定と将来にわたる旧公団住宅の再編・削減の動きに大きな不安を抱えています。

このような状況の中、小平団地自治会は、団地再生・再編については居住者・自治会と計画段階から十分な話し合いを行い、合意の上で推進してほしいとの申し入れをしているところですが、よって本市議会は、政府に対して、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 居住者の生活の実情にかんがみ、都市再生機構は平成21年4月の継続家賃の改定に際し、家賃値上げを行わないよう求めること。

2 居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、現行の家賃制度及び改定ルールを見直し、居住者の負担能力に配慮した方式に改善するよう求めること。

3 子育て世代に対する居住支援措置をとるよう求めること。

4 団地再編に当たっては、計画の段階から居住者・自治会と十分に話し合い、入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めるよう求めること。

5 政府は、独立行政法人都市再生機構法に対する衆参両院の附帯決議事項を遵守し、実現を図ること。

内閣総理大臣、国土交通大臣あて

なお、同趣旨の決議が全会一致で可決されました。

地方公会計制度改革の推進に関する意見書

地方再生機構住宅小平団地の居住者は、平成21年4月実施予定の家賃改定と将来にわたる旧公団住宅の再編・削減の動きに大きな不安を抱えています。

このような状況の中、小平団地自治会は、団地再生・再編については居住者・自治会と計画段階から十分な話し合いを行い、合意の上で推進してほしいとの申し入れをしているところですが、よって本市議会は、政府に対して、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 居住者の生活の実情にかんがみ、都市再生機構は平成21年4月の継続家賃の改定に際し、家賃値上げを行わないよう求めること。

2 居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、現行の家賃制度及び改定ルールを見直し、居住者の負担能力に配慮した方式に改善するよう求めること。

3 子育て世代に対する居住支援措置をとるよう求めること。

4 団地再編に当たっては、計画の段階から居住者・自治会と十分に話し合い、入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めるよう求めること。

5 政府は、独立行政法人都市再生機構法に対する衆参両院の附帯決議事項を遵守し、実現を図ること。

議会日誌

10月29日～1月21日
本会議、委員会、諸会議など

10月

- 29日 議会運営委員会行政視察(北海道函館市、北海道伊達市、北海道苫小牧市、31日まで)
- 都市基盤整備調査特別委員会行政視察(大阪府高槻市、大阪府堺市、愛知県名古屋市、31日まで)
- 産業活性化調査特別委員会行政視察(滋賀県高島市、滋賀県彦根市、兵庫県西宮市、31日まで)
- 東京たま広域資源循環組合議会
- 岐阜県可児市議会議員視察来庁(放課後子ども教室について)

- 行政視察(あきる野市、檜原村、日の出町)
- 12月定例会初日
- 幹事長会議(臨時)
- 議会運営委員会(臨時)
- 26日 12月定例会2日目(一般質問)
- 27日 12月定例会3日目(一般質問)
- 28日 12月定例会4日目(一般質問)

12月

- 2日 総務委員会
- 3日 生活文教委員会
- 4日 厚生委員会
- 5日 建設委員会(市内視察あり)
- 10日 小平市自治基本条例特別委員会
- 15日 幹事長会議
- 16日 議会運営委員会
- 19日 12月定例会最終日
- 議会運営委員会(臨時)
- 幹事長会議(臨時)
- 総務委員会
- 議会報編集委員会
- 25日 多摩六都科学館組合議会研修会

11月

- 4日 総務委員会(神奈川県相模原市視察)
- 5日 生活文教委員会
- 6日 厚生委員会
- 東京都道路整備事業推進大会
- 7日 建設委員会
- 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会
- 幹事長会議
- 湖南衛生組合議会
- 17日 東京都十一市競輪事業組合議会
- 東京都四市競艇事業組合議会
- 18日 小平・村山・大和衛生組合議会
- 19日 議会運営委員会
- 21日 小平市自治基本条例特別委員会
- 昭和病院組合議会
- 東京たま広域資源循環組合議会

1月

- 13日 議会報編集委員会
- 20日 小平市自治基本条例特別委員会
- 21日 東京都十一市競輪事業組合議会
- 行政視察(愛知県豊橋市、静岡県浜名郡新居町、22日まで)
- 東京都三多摩地区消防運営協議会

議会を傍聴しませんか

本会議と委員会はどなたでも傍聴することができます。議場の傍聴席は60席で、会議当日の午前8時30分から市役所7階南側の議会事務局で受け付けをしています。(先着順)

定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催しており、開会時刻は通常午前9時です。

また、委員会室の傍聴席は30席で、手続は本会議の場合と同じです。

会議の日程等詳しいことは、議会事務局までお問い合わせください。

12月定例会では平成19年度歳入歳出決算の認定を初め、さまざまな議案や市民の皆様から出された請願等について、活発な議論が交わられました。

新年を迎え、気持ちも新たに市民の皆様が開かれた市議会を、目指すとともに、市議会の活動について積極的にお知らせし、わかりやすく親しみやすい紙面づくりに編集委員一同努めてまいります。

ご意見やお気づきの点などがありましたら、議会事務局までお寄せください。

〒187-8701 小平市小川町二丁目187-1 1333番地

☎042(346)9566

FAX042(346)9567

1333番地

〒187-8701 小平市小川町二丁目187-1

☎042(346)9566

FAX042(346)9567

あとがき

12月定例会では平成19年度歳入歳出決算の認定を初め、さまざまな議案や市民の皆様から出された請願等について、活発な議論が交わられました。

新年を迎え、気持ちも新たに市民の皆様が開かれた市議会を、目指すとともに、市議会の活動について積極的にお知らせし、わかりやすく親しみやすい紙面づくりに編集委員一同努めてまいります。

ご意見やお気づきの点などがありましたら、議会事務局までお寄せください。

〒187-8701 小平市小川町二丁目187-1 1333番地

☎042(346)9566

FAX042(346)9567

1333番地

〒187-8701 小平市小川町二丁目187-1

☎042(346)9566

FAX042(346)9567